

2016年4月25日  
ネオファースト生命保険株式会社

**「平成28年(2016年)熊本地震」における災害救助法適用地域のお客さまに対する  
特別お取扱いについて(追加対応)**

この度の災害により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

ネオファースト生命保険株式会社(社長 徳岡 裕士)は、「平成 28 年(2016 年)熊本地震」における災害救助法適用地域(※1)のお客さまを対象に下記の特別お取扱いを実施いたします。

(※1)対象地域は内閣府HP「災害救助法の適用状況」より、「熊本県熊本地方の地震にかかる災害救助法の適用について」をご確認ください。

URL:[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

記

**○必要な入院治療を受けられなかった場合の特別お取扱いについて**

当社では、約款規定に基づき、病院または診療所において医師による入院治療を受けた場合に入院給付金をお支払いすることにしておりますが、この度の地震では、本来入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所にご入院できないケースが想定されることを踏まえ、入院給付金のお支払いについて次のとおりお取扱いいたします。

(1) ご入院を直ちに出来なかった場合

この度の地震により、入院治療が必要なけがをされたものの、被災地等の事情により直ちにご入院することが出来ず、一定期間経過後にご入院された場合は、お申出をいただくことにより、けがをされた日からご入院を開始したものととして入院給付金をお支払いいたします。

(2) ご退院が当初の予定より早まった場合

引き続き入院治療が必要であったものの、病院が満床である等の理由により、ご退院が当初の予定より早まり、その後は臨時施設(病院と同等に見なせる施設)等で医師により入院と同等の治療を受けた、または医師の指示により自宅療養された場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで当該期間についてもご入院されたものととして入院給付金をお支払いいたします。

(3) ご入院出来なかった場合

入院治療が必要であったにもかかわらず、病院が満床である等の理由によりご入院出来ず、

臨時施設等で医師により入院と同等の治療を受けた場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで当該期間についてご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

以上

お問い合わせ窓口

**お客さまサポート専用(0120-215-201)**

受付時間 平日 9:00～19:00 /日・祝日を除く(土曜日は 17:00 まで)